京都市介護予防型デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に該当する介護予防型デイサービス(以下「指定介護予防型デイサービス」という。)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)及び実施要綱において使用する用語の例による。

(一般原則)

- 第3条 指定介護予防型デイサービス事業を行う者(以下「指定介護予防型デ イサービス事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利 用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の介護予防サービス事業者その他の保健 医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止

等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 介護予防型デイサービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定介護予防型デイサービスの事業は、その利用者が可能な限りその 居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活 上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図 り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならな い。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第5条 指定介護予防型デイサービス事業者が、指定介護予防型デイサービス を行う事業所(以下「指定介護予防型デイサービス事業所」という。)ごとに 置くべき従業者(以下この節から第5節まで「介護予防型デイサービス従業 者」という。)の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 指定介護予防型デイサービスの提供日ごとに、指定介護予防型デイサービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防型デイサービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該介護予防型デイサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定介護予防型デイサービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防型デイサービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる

- (3) 介護職員 指定介護予防型デイサービスの単位ごとに、当該指定介護予防型デイサービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防型デイサービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防型デイサービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型デイサービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防型デイサービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- ⑷ 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定介護型デイサービス事業所の利用定員(当該指定介護予防型デイサービス事業所において同時に指定介護予防型デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防型デイサービスの単位ごとに、当該指定介護予防型デイサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防型デイサービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2号の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防型デイサービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防型デイサービスの単位の介護職員として従

事することができる。

- 5 前各項の指定介護予防型デイサービスの単位は、指定介護予防型デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退 を防止するための能力を有する者とし、当該指定介護予防型デイサービス事 業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれか に該当する者、介護支援専門員又は介護福祉士とする。
- 9 指定介護予防型デイサービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型デイサービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定介護予防型デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定介護予防型デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(専用区画)

第7条 指定介護予防型デイサービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、 相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な 設備並びに指定介護予防型デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備 品を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその 提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際にはその実施に 支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることがで きる。

- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- (3) 事務室 面積は、原則として7.4平方メートル以上とすること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防型デイサービス事業の用に 供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 この限りでない。
- 4 指定介護予防型デイサービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域 密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型デイサー ビスの事業と指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業とが同一の 事業所において、一体的に運営されている場合については、指定通所介護又 は指定地域密着型通所介護の設備に関する基準を満たすことをもって、第1 項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (耐震性の確保)
- 第8条 指定介護予防型デイサービス事業所は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25 条に規定する運営規程の概要、介護予防型デイサービス従業者の勤務の体制 その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記し た文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を 得なければならない。

- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防型デイサービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定介護予防型デイサービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申 込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を 通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法
 - イ 指定介護予防型デイサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防型デイサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法)
 - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第43条において同じ。) に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力 することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防型デイサービス 事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防型デイサービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定 する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又は その家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、 文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防型デイサービス事業者が 使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方法
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防型デイサービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護予防型デイサービス事業者は、正当な理由なく指定介護予 防型デイサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第11条 指定介護予防型デイサービス事業者は、当該介護予防型デイサービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防型デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター及び介護予防支援事業者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定介護予防型デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(受給資格等の確認)
- 第12条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証に

よって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者(以下「要支援認定等」という。)であること及び要支援認定等の有効期間、 負担割合を確かめるものとする。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会 意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予 防型デイサービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

- 第13条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第140条の62の4第2号に規定する者を除く。)については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、介護予防支援(第1号事業及びこれに相当するサービス含む。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービ

- スを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (第1号事業支給費の支給を受けるための援助)
- 第16条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定介護予防型デイサービス事業者は、介護予防サービス計画(施 行規則第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作 成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防型デイサービスを提供 しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者が介護予防サービス 計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への 連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防型デイサービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第20条 指定介護予防型デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防型デイサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防型デイサービスに係る費用基準額から当該事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型デイサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防型デイサービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、 次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防型デイサービスにおいて提供 される便宜のち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であ って、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところに よるものとする。
- 5 指定介護予防型デイサービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービス の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービ スの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (保険給付の請求のための証明書の交付)
- 第21条 指定介護予防型デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該

当しない指定介護予防型デイサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、 提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した サービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する本市への通知)

- 第22条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、 意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに指定介護予防型デイサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって指定介護予防型デイサービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 介護予防型デイサービス従業者は、現に指定介護予防型デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の青務)

- 第24条 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型デイサービス事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、指定介護予防型デイサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第25条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防型デイサービスの利用定員
- (5) 指定介護予防型デイサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対処方法
- (9) 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第26条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防型デイサービスを提供できるよう、指定介護予防型デイサービス事業 所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業 所ごとに、指定介護予防型デイサービス事業所の従業者によって指定介護予 防型デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接 影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防型デイサービス事業者は、全ての介護予防型デイサービス従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防型デイサービス事業者は、適切な指定介護予防型デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防型デイサービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 指定介護予防型デイサービス事業者は、感染症や非常災害の発

生時において、利用者に対する指定介護予防型デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、介護予防型デイサービス従業者に 対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期 的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第27条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定介護 予防型デイサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむ を得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第28条 指定介護予防型デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第29条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業 所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措 置を講じなければならない。
 - (1) 指定介護予防型デイサービス事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機 器 (以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるもの

- とする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護予防型デイサービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定介護予防型デイサービス事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防型デイサービス事業所において、介護予防型デイサービス 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第30条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防型デイサービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、重要項に規定する事項を記載した 書面を指定介護予防型デイサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつで も関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、前項の規定によ る指定介護予防型デイサービス事業所の掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

- 第31条 指定介護予防型デイサービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業 所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又 はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなら ない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報 を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければ ならない。

(広告)

第32条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第33条 指定介護予防型デイサービス事業者は、介護予防支援事業者等又は その従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させ ることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第34条 指定介護予防型デイサービス事業者は、提供した指定介護予防型デイサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、 当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、提供した指定介護予防型デイサービスに関し、法第115条45の7第1項の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防型デイサービス事業者は、本市からの求めがあった場合には、 前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防型デイサービス事業者は、提供した指定介護予防型デイサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防型デイサービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求

めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

- 第35条 指定介護予防型デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との 交流に努めなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防型デイサービスに関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業 所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防型デ イサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対し ても指定介護予防型デイサービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第36条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型デ イサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速や かに行わなければならない。

(虐待の防止)

- 第36条の2 指定介護予防型デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再 発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 指定介護予防型デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

- る。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防型デイサービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定介護予防型デイサービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防型デイサービス事業所において、介護予防型デイサービス 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第37条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防型デイサービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第38条 指定介護予防型デイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会 計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型デ イサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しなければならない。
 - (1) 介護予防型デイサービス計画
 - (2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第22条の規定による本市への通知に係る記録
 - (5) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防型デイサービスの基本取扱方針)

第39条 指定介護予防型デイサービスは、利用者の介護予防に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、自らその提供する指定介護予防型 デイサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携 を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限 活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければなら ない。
- 5 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防型デイサービスの具体的取扱方針)

- 第40条 指定介護予防型デイサービスの方針は、第4条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものと する。
 - (1) 指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科 医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、 利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状 況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防型デイサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防型デイサービス計画を作成するものとする。
 - (3) 介護予防型デイサービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成され

ている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

- (4) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、介護予防型デイサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、介護予防型デイサービス計画を作成した際には、当該介護予防型デイサービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、介護予防型デイサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (1) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、介護予防型デイサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防型デイサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防型デイサービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防型デイサービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (12) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を 記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作 成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を 踏まえ、必要に応じて介護予防型デイサービス計画の変更を行うものとす る。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防型デイサー ビス計画の変更について準用する。

(指定介護予防型デイサービスの提供に当たっての留意点)

- 第41条 指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、介護予防の効果 を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければなら ない。
 - (1) 指定介護予防型デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防型デイサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
 - (2) 指定介護予防型デイサービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性を確認されている等の適切なものとすること。
 - (3) 指定介護予防型デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第42条 指定介護予防型デイサービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

- 第43条 指定介護予防型デイサービス事業者及び指定介護予防型デイサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 指定介護予防型デイサービス事業者及び指定介護予防型デイサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方式(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第44条 この要綱に定めるもののほか、指定介護予防型デイサービスの事業 の人員、設備及び運営に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際に現に指定介護予防通所介護の事業を行う事業所が、

同日以後継続して第1号通所事業のいずれかの事業を行うものである限りに おいて、当該事業所(床面積を増加させる場合における当該増加の部分を除 く。)については、第8条の規定にかかわらず、耐震改修促進法第17条第3 項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるもの として国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において、これらの規定 を適用しない。この場合において、事業所を管理する者は、当該事業所について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第30条第3項 の規定の適用については、同項中「指定介護予防型デイサービス事業者は、 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるの は、「削除」とする。